

司法警察職員捜査書類基本書式例の一部改正について

平成24年6月22日

道本刑第876号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
標記の件については、別添のとおり、平成24年6月14日付け最高検企第308号をも
って検事総長から指示がなされたところであり、今回の改正の要点は下記のとおり
であるので、所属の職員に対し周知徹底を図られたい。

記

1 改正の内容

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）中、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号）、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等の改正規定については、平成24年6月22日から施行されることとなり、司法警察職員捜査書類基本書式例が次のとおり改正されたものである。

接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入に伴う「搜索・差押・検証許可状請求書」、「差押調書（甲）」及び「搜索差押調書（甲）」の改正

記録命令付差押えの新設に伴う「記録命令付差押許可状請求書」及び「記録命令付差押調書」の追加

電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備に伴う「差押調書（甲）」、「差押調書（乙）」、「搜索差押調書（甲）」及び「搜索差押調書（乙）」の改正並びに「電磁的記録に係る権利放棄書」、「交付請書」及び「複写電磁的記録請書」の追加

通信履歴の電磁的記録の保全要請が可能となることに伴う「保全要請書」、「保全要請期間延長通知書」及び「保全要請取消書」の追加

秘密保持の要請が可能となることに伴う「捜査関係事項照会書」の改正

第三者に帰属する電磁的記録の没収手続の整備に伴う「任意提出書」の改正及び「電磁的記録に係る権利放棄書」の追加

2 施行期日

平成24年6月22日から施行する。

なお、今回改正された様式については、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、改正前の様式にそれぞれ記載等して使用することは差し支えないこととされている。

3 改正の留意事項

追加された電磁的記録に係る権利放棄書、交付請書及び複写電磁的記録請書については、証拠品関係書類であるため、用紙の右縁下部に、おおむね縦40ミリメートル、幅5ミリメートルの大きさの赤表示を設けることとされたい。

別添、別記様式省略